

POPs 条約って何を定めているの？

1990年代から国連環境計画(UNEP: United Nations Environment Programme)が主宰する場で、各国が協力してPOPs対策に取り組むための話し合いが始められ、2001年5月にスウェーデンのストックホルムで、環境中での残留性が高いPCBなど12物質の削減や廃絶などに向けた「残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約(POPs条約)」が採択されました。POPs条約は2004年2月に50か国目が締結したことにより、同年5月に発効しました(日本は2002年8月に締結)。2021年3月現在で日本

を含む182か国及び欧州連合、パレスチナ自治区が締約国になっています。

その後、条約の対象に追加すべきとして締約国から提案された物質について、専門家による審議がなされ、その結果を受け、2009年の第4回から2019年の第9回締約国会議において新たに計18物質が追加されました。

条約では、各国がとるべき対策として以下のことを定めています。

- 1 アルドリンなどの26物質^{*1}は、製造・使用・輸出入を原則禁止。
- 2 DDTなどの2物質^{*2}は、マラリア予防(DDT)、工業製品製造(PFOS等)など特定の目的・用途での製造・使用に制限。
- 3 意図せず生成してしまうダイオキシン類などの7物質^{*3}はできる限り廃絶することを目指して削減。
- 4 POPsを含むストックパイル(在庫)や廃棄物の適正管理及び処理。
- 5 上記項目のPOPs対策に関する国内実施計画の策定。
- 6 条約に記載されている30物質と同様の性質を持つ他の有機汚染物質の製造や使用を予防するための措置、POPsに関する調査研究・モニタリング・情報提供・教育、及び途上国に対する技術・資金援助の実施など。

*1：アルドリン、クロルデン、ディルドリン、エンドリン、ヘプタクロル、HCB、マイレックス、トキサフェン、クロルデコン、リンデン、 α -HCH、 β -HCH、PeCB、エンドスルファン、ペンタクロロフェノール、ジコホル、PCB、テトラBDE及びペンタBDE、ヘキサBDE及びヘプタBDE、HBB、HBCD、PCN、HCBD、デカBDE、短鎖塩素化パラフィン、PFOAとその塩及びPFOA関連物質

*2：DDT、PFOSとその塩及びPFOSF

*3：HCB、PeCB、PCB、PCN、HCBD、PCDD、PCDF

(略称になっている物質名については、⑧～⑬ページを参照ください。)